

令和元年度 富士宮市市有施設太陽光発電設備設置事業
仕様書

1 業務名

令和元年度 富士宮市市有施設太陽光発電設備設置事業

2 基本要件

本仕様書は、令和元年度 富士宮市市有施設太陽光発電設備設置事業（以下、「本事業」という。）の内容及び要件を定めるものであり、事業を実施する者は本仕様書に基づき事業を執行することとする。

3 事業内容

本事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 参加申込及び企画提案

本事業を行おうとする者は、対象施設の中から、本事業の採算性等が確保できると見込まれる施設を、一部または全部を選択し、本市に事業提案書を提出するものとする。

なお、対象施設一覧に掲載の施設は、太陽光パネル等発電設備の設置可能性を技術的・構造的に保証するものではなく、設置の可否については事業者が証明するものとする。

また、対象施設の位置やカーポート型太陽光発電設備の設置可能な範囲等の確認は、図面により行うこととし、事業者が責任をもって行うこと。

(2) 対象施設

ア 富士根南公民館（〒418-0022 富士宮市小泉 1848-1）

イ 中央消防署東分署（〒418-0011 富士宮市栗倉 334-1）

ウ 西消防署北分署（〒418-0103 富士宮市上井出 2256）

(3) 協定締結及び費用負担

ア 協定の締結等

優先交渉権者として選定された事業者（以下「事業実施者」という。）は、関係部署と必要な調整を行った後、速やかに市との間で太陽光発電事業の実施に関する基本的事項を定めた協定を締結するとともに、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 238 条の 4 第 7 項による当該施設の使用許可を受けた後、太陽光発電事業を実施する。

イ 費用負担等

事業実施者は、太陽光発電設備の設置、系統電力線への接続、維持管理、売電、発電事業終了後の原状回復等、当該事業に係る一切の費用を負担するとともに、市に対し当該施設使用に係る使用料を納付すること。

また、太陽光発電設備に賦課される公租公課は、事業者において負担すること。

(4) 売電方法

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づき、事業実施者は原則として発電した電気を対象施設で使用し、その余剰分を電気事業者に売却する。

4 本事業実施に当たっての条件

(1) 本事業実施について

ア 原状回復義務

対象施設の維持・管理に支障を来さない場所及び施工方法により太陽光発電設備を設置するとともに、その運転に当たっては、対象施設の構造、設備等に損害を生じさせないように十分に注意すること。万が一故障又は損傷が生じた場合は、事業実施者の責任において速やかに改善又は原状回復を図ること。

イ 施設管理者の了解

太陽光発電設備の設置、維持管理等のため対象施設に立ち入る場合は、事前に施設管理者の了解を得ること。

ウ 損害賠償義務

本事業に起因して市又は第三者に損害を与えたときは、事業実施者がその損害を賠償する義務を負うこと。またその場合の賠償に備え、損害保険や賠償責任保険に加入すること。

エ 光害等について

光害及び電波障害等を起こさないように対策を施すこと。また、周囲の景観との調和に配慮することとし、広告物の表示は不可とする。

オ 関係法令遵守

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）等の関係法令を遵守すること。

(2) 太陽光発電設備について

ア 停電時の自立運転及び対象施設への電力供給

災害等により電気事業者からの電力供給が停止した場合でも自立運転可能なものとする。この場合、発電する電力は当該対象施設で使用する電源として無償で供給することとし、当該設備から容易に電源がとれるようにコンセントの設置場所等について配慮すること。

イ 発電出力の確保

高性能の設備の導入使用などにより、発電出力がより大きくなるように努めること。ただし、対象施設の維持・管理に必要なスペースを確保し、対象施設の維持・管理に支障を与えてはならない。

ウ 耐久性

市から提示する施設図面等をもとに、設備の設置に伴う負荷荷重の増加に伴い、カーポート等が長期荷重・地震力・風圧力・その他外力に対して耐久性に問題がないことを構造計算等により確認すること。なお協定の締結時には構造計算書等根拠資料の提出が必要となるので留意すること。

エ 停電時以外の電力供給

停電時以外の対象施設への電力供給の創意工夫についても可能な限り検討すること。

(3) 施工について

ア 保証

設置施工は、設置施工者から保証の得られるものとする。

イ カーポート等への影響の軽減

カーポート等に与える荷重、防水等の影響については、設備の軽量化、荷重の分散化、施工方法の工夫等により、可能な限り軽減を図ること。

ウ 設置場所

パワーコンディショナ等の設置場所は、周辺建物等へ騒音、振動、電波障害等の被害を及ぼさない場所に配慮し、市との協議により決定する。なお、設置後に、騒音、振動、電波障害等で支障がみられる場合には、実施事業者が移設等対応することとする。

エ 電源

事業実施者が発電量を遠隔モニタリングするための機器等を取り付ける場合は、事業実施者が電源を用意すること。

オ 施工箇所への事前協議

以下の内容について、着工前に事前協議を実施し、施設管理者から承諾を得ること。

(7) 施設利用者への安全対策に関すること。

(4) 施工工程に関すること。

(9) 工事期間中の資材置場や工事関係車両、仮設物等に関すること。

カ 市内事業者の活用

設置施工及び防水施工に際しては、市内事業者を活用するよう努めること。

(4) 設置後の運転、維持管理等

ア 点検

太陽光発電設備に係る、点検、メンテナンス等全ての維持管理は事業実施者が行うものとする。なお、毎年台風シーズン（7月～8月）を含み1回以上点検を行い、腐食、さび、変形、基礎の沈降、隆起、ボルト、金具等の緩み、基礎の設置箇所における劣化状況等の確認を行うこと。点検後は、点検結果及び確認のできる写真を添えて「点検結果報告書」として各施設管理者へ提出すること。なお、不具合が生じている場合については、事業実施者の負担で補修等を行うこと。

また、地震、台風等の災害発生後は、原則として太陽光発電設備全般の点検を行い、

被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。

イ 維持管理の体制整備

事業期間中は太陽光発電設備の故障等の緊急時、即座に対応できるよう維持管理体制を整備しておくこと。

ウ 発電事業期間終了時の措置

固定価格買取期間である10年間の発電事業期間終了後は、速やかに太陽光発電設備を撤去し、防水工事を含めた原状回復を行うこと。ただし、本市からの要望により太陽光発電設備を残置するときはこの限りではない。

エ 発電量等の表示及び照会に対する回答

再生可能エネルギーに関する普及啓発や環境教育の観点から、市民等、当該施設の利用者が容易に視認できる場所に、当該太陽光発電設備の稼働に伴う発電量等の表示モニターを市の要請に応じて設置すること。また、月ごとの発電量や年間の事業収支についての市の照会に応じること。

オ 市内事業者の活用

維持管理業務に際しては、市内事業者を活用するよう努めること。

カ その他

カーポートの改築、解体、配管敷設等により、やむを得ず太陽光発電設備の移設又は撤去が必要となる場合、市は事業実施者に設備の移設又は撤去を求めることができるものとし、その施設における使用許可を終了するものとする。その際、移設費用及びその期間の売電収入については、市は一切補償しない。

また、災害その他不可抗力（経年による劣化を含む）により対象施設が滅失又は毀損し、その効用を維持又は回復するのに過分の費用を要するなど、使用許可の継続が不可能になった場合は、使用許可を終了する。その場合の費用を市は負担せず、売電料の補償は行わない。

さらに、事業期間が満了するまでの間、施設等の用途や目的に支障が生じた際には、市は発電事業の縮小、中止を求めることができる。

5 対象施設の使用許可

(1) 使用料等

各対象施設の年額使用料は、富士宮市行政財産の目的外使用に関する使用料条例に基づくものとする。詳細は落札後に、市と落札業者間で協議し、決定する。

(2) 行政財産目的外使用について

事業実施者は、カーポート型太陽光発電設備等に係る行政財産目的外使用許可申請を行う。事業候補者は、行政財産目的外使用許可を受け、使用料を納付して本事業を行うものとする。

行政財産の目的外使用申請については、下記の期間を必要とするものとし、申請し許可を得ることとする。

- ア 当初の使用許可日から太陽光発電設備の運転開始日までの期間
- イ 太陽光発電設備の運転期間（最長 10 年間）
- ウ 太陽光発電設備の運転が終了した日から太陽光発電設備の撤去等原状復旧が終了するまでの期間

(3) 使用許可の取消し

次のア～エのいずれかに該当するときは、市は使用許可を取り消す又は更新しないことができる。ただし、この場合に事業実施者に損失が生じても、市はその補償をしない。

- ア 市において使用許可に係る土地を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- イ 災害その他不可抗力（経年による劣化を含む。）により施設が滅失又は毀損し、その効用を維持又は回復することが困難となったとき。
- ウ 事業実施者が市の許可無く使用許可の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又はこれに私権を設定したとき。
- エ 事業実施者が仕様書、協定書又は使用許可書に定める条項若しくは条件に違反し、又は義務を履行しないとき。

6 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 本事業の実施に当たっては、進捗状況等について適宜報告を行うとともに、市担当職員と十分な協議を行い、効率的に進められるよう留意すること。
- (2) 事業実施者は、本業務で取り扱う情報に対するセキュリティ管理を徹底しなければならない。
- (3) 本事業の実施に必要な市が所有する資料等については、市が事業実施者に貸与するものとし、事業実施者は本業務の目的以外に当該資料等を利用してはならない。
- (4) 事業実施者は、市の承認を得なければ、この事業に係る権利を第三者に委託し、譲渡し、又は承継してはならない。
- (5) 事業実施者及び事業実施者の従業員であったものは、本事業の履行に際して知り得た個人情報等の秘密を他人に漏えいしてはならない。
- (6) 本事業の実施に当たっては、本仕様書のほか、関係法令に基づかなければならない。
- (7) その他本仕様書に明示のない事項又は業務上生じた疑義については、市及び事業実施者で協議の上、これを定めるものとする